

各 位

会 社 名 株式会社F i n a t e x tホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長CEO 林 良 太
 (コード番号：4419 東証マザーズ)
 問い合わせ先 取 締 役 C F O 伊 藤 祐 一 郎
 TEL. 03-6265-6828

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年11月16日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に
 伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | | |
|------|--|---|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,800,000株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 未 定 (2021年12月3日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) | 発 行 価 格 | 未 定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、2021年12月13日に決定する) |
| (4) | 払 込 期 日 | 2021年12月21日(火曜日) |
| (5) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) | 募 集 方 法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (7) | 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。 |
| (8) | 申 込 期 間 | 2021年12月15日(水曜日)から
2021年12月20日(月曜日)まで |
| (9) | 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (10) | 株 式 受 渡 期 日 | 2021年12月22日(水曜日) |
| (11) | 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) | 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式売出しの件

- | | |
|----------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | ① 引受人の買取引受による売出し分
当社普通株式 12,675,700株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し分
当社普通株式 上限2,321,200株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し分 |
| | 東京都文京区本郷七丁目3番1号
UTECH 3号投資事業有限責任組合
3,863,100株 |
| | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合
3,239,300株 |
| | 東京都中央区日本橋一丁目19番1号
auフィナンシャルホールディングス株式会社
3,203,300株 |
| | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合
809,300株 |
| | 東京都江東区
渡辺 広太
400,000株 |
| | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
株式会社SMBC信託銀行
(特定運用金外信託口 契約番号12100440)
348,200株 |
| | 東京都町田市
渡辺 努
300,000株 |
| | 東京都港区
齋藤 祐輝
150,000株 |
| | 東京都千代田区大手町二丁目6番4号
株式会社GCIキャピタル
143,100株 |
| | 神奈川県大和市
保田 容之介
90,000株 |
| | 東京都西東京市
今井 聡
50,400株 |
| | 東京都板橋区
高橋 充
39,000株 |
| | 東京都台東区
石橋 淳志
30,000株 |
| | 東京都江東区
辻中 仁士
10,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し分
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社
上限2,321,200株 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (3) 売 出 価 格 未 定 (2021 年 12 月 13 日に決定される予定)
 なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 ① 引受人の買取引受による売出し分
 売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、松井証券株式会社、あかつき証券株式会社、楽天証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社及びマネックス証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
 なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- ② オーバーアロットメントによる売出し分
 上記 1. における公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる募集及び当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行わない場合がある。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記 1. における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。
- (6) 申 込 期 間 上記 1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。
- (8) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。
- (9) 上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 第三者割当による募集株式発行の件

(「2. 株式売出しの件」におけるオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

- | | | |
|------|--|---|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,160,600株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 未定(2021年12月3日開催予定の取締役会で決定)
なお、上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一とし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行を中止するものとする。 |
| (3) | 割当価格 | 未定
なお、上記1.における公募による募集株式の引受価額と同一とする。 |
| (4) | 払込期日 | 2022年1月24日(月曜日) |
| (5) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) | 割当先及び割当株式数 | 大和証券株式会社 1,160,600株 |
| (7) | 申込株数単位 | 100株 |
| (8) | その他本第三者割当による募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (9) | グリーンシュエアオプション行使の通知のない株式については、発行を行わないものとする。 | |
| (10) | 上記2.において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による募集株式発行も中止する。 | |

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 2,800,000 株

売 出 株 式 数 ①引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 12,675,700 株

② オーバーアロットメントによる売出し(*)

当社普通株式 上限 2,321,200 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2021年12月6日(月曜日)から
2021年12月10日(金曜日)まで

(3) 価 格 決 定 日 2021年12月13日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間 2021年12月15日(水曜日)から
2021年12月20日(月曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2021年12月21日(火曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2021年12月22日(水曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が2,321,200株を上限株式数として行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、当社は、2021年11月16日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,160,600株の第三者割当増資による募集株式発行（以下、「本第三者割当増資」という。）の決議を行っております。また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社が借受ける株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、大和証券株式会社は1,160,600株を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2022年1月19日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

大和証券株式会社は、上場日(2021年12月22日)から2022年1月19日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、当社株主より借受ける株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を減じた株式数については、グリーンシュエーションの行使に

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

より取得する株式数と、本第三者割当増資による株式の割当株式数を等しくして、グリーンシュエーオプションの行使及び本第三者割当増資の割当てに応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	45,954,628株	
公募増資による増加株式数	2,800,000株	
公募増資後の発行済株式総数	48,754,628株	
第三者割当増資による増加株式数	1,160,600株	(最大)
第三者割当増資後の発行済株式総数	49,915,228株	(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 3,581 百万円及び第三者割当増資による募集株式発行の手取概算額上限 1,490 百万円については、①事業拡大に係る運転資金、②関連会社投融資資金、③借入金の返済、④設備資金に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

①事業拡大に係る運転資金

「金融を‘サービス’として再発明する」という経営理念のもと、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供を中心に、ビッグデータ解析支援や金融サービスの企画・開発支援による事業拡大のためには、優秀なシステム開発及び営業の人員の採用・育成による体制強化を目的とした人件費、システム開発にかかる業務委託費、新規顧客獲得促進のためのネット広告やキャンペーンに要する広告宣伝費及び事業拡大に係るパートナー企業へのレベニューシェア等の運転資金の拡大が必要であります。当該運転資金の増加に対応する資金として、2,556 百万円（2022 年 3 月期：244 百万円、2023 年 3 月期：918 百万円、2024 年 3 月期：1,394 百万円）を充当する予定です。

②関連会社投融資資金

連結子会社である株式会社スマートプラスの商品・サービスの拡充に伴って必要となる準備金等のための資本増強及びスマートプラス少額短期保険株式会社の保険準備金確保のための資本増強等に係る投融資資金として、1,848 百万円（2022 年 3 月期：13 百万円、2023 年 3 月期：1,468 百万円、2024 年 3 月期：367 百万円）を充当する予定です。

③借入金の返済

財務基盤の更なる強化に向けた金融機関からの借入金の返済として 213 百万円（2022 年 3 月期：75 百万円、2023 年 3 月期：100 百万円、2024 年 3 月期：37 百万円）を充当する予定です。

④設備資金

金融インフラストラクチャ事業の収益拡大を目的に、ソフトウェアへの投資を中心とした設備資金として、147 百万円（2022 年 3 月期：107 百万円、2023 年 3 月期：20 百万円、2024 年 3 月期：20 百万円）を充当する予定です。

なお、上記使途以外の残額は、将来における当社の成長に寄与する支出又は投資に充当する方針がありますが、当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

なお、2021年9月30日現在、設備投資計画は、以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
株式会社 スマート プラス	本社 (東京都千代田 区)	金融インフラ ストラクチャ 事業	ソフトウェ ア	60,000	-	自己資金	2021年4月	2021年10月	(注) 1
				50,000	-	自己資金	2021年7月	2021年12月	(注) 2
				22,500	1,500	自己資金	2021年7月	2021年12月	(注) 3
株式会社 F i n a t e x t	本社 (東京都千代田 区)	金融インフラ ストラクチャ 事業	ソフトウェ ア	35,000	-	自己資金	2021年5月	2021年12月	(注) 4

- (注) 1. IFA (Independent Financial Advisor) 法人向けのサービス提供のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
2. 第二種金融商品取引業とみなされる業務向けのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
3. つみたてNISA 対応のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
4. レンディングビジネス開始のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
5. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、いまだ成長過程にある企業であり、更なる財務体質の強化、競争力の確保を経営上の主要課題の一つとして位置づけております。そのため現時点においては、内部留保の充実を図り、収益力強化、事業規模の拡大のための投資に充当することが、株主の将来の安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。

(2) 内部留保資金の用途

上述した利益配分の基本方針に基づき、内部留保資金につきましては、収益力強化や事業規模の拡大のための投資の原資とし、今後の事業の展開に活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、各事業年度の財政状態、経営成績を勘案しながら株主への利益還元を実施していく方針ですが、現時点では内部留保の充実を図り、再投資をしていく方針であるため、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去2決算期間の配当状況

	2019年11月期	2021年3月期
1株当たり当期純損失(△)	△55.36円	△35.78円
1株当たり配当額	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)
実績配当性向	—	—
自己資本当期純利益率	—	—
純資産配当率	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。なお、2019年11月期及び2021年3月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 当社は、2020年6月5日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から3月末に変更しております。従って、第7期は2019年12月1日から2021年3月31日までの16ヶ月間となっております。

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売されることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. 指定販売先への売付け(親引け)

当社は今回の株式売出しに当たり、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、引受人に対し、親引け予定先への販売を要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
GICプライベート・リミテッド(GIC Private Limited)	取得金額2,300百万円に相当する株式数を上限	当社株主への参画によって、当社のコーポレート・ガバナンス及び企業価値向上に資することを目的とするため

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、共同主幹事会社である大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。